

第17期 アグリスタート 研修生 募集要項

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構では、鳥取県で農業を始めようとする方を研修生として決定し、経営力、技術力ともに優れた先進的農家などで農業の実践技術を習得していただく研修制度を実施しています。

このたび、第17期研修生として、◎県外から移住して農業を始める方 ◎県内に在住され、農業を志す方を以下のとおり募集します。

研修内容	○集合研修：農業経営者としての心構えや経営の基礎知識等を共通必修事項として習得 ○実務研修：農業経営者になるために、研修受入先での農作業の実践
研修期間	○トライアル研修(農業への適性を判断する「お試し期間」) 令和6年2月1日～令和6年3月31日(2ヶ月間) ○本格研修(トライアル研修修了者への本格的な農業知識・技術習得の実践研修) 令和6年4月1日～令和7年1月31日(10ヶ月間) ○追加研修(本格研修修了者への追加的な農業技術の実践研修) 12ヶ月以内(令和7年2月1日～令和8年1月31日) ※本格研修及び追加研修は、前段の研修終了に際し、研修生の自己評価、研修指導員の評価等をもとに、機構理事長が適否を判断し、実施を決定します。
研修場所	研修生の特性や希望に即し、かつ市町村、農業改良普及所、JA等関係機関での協議に基づき推薦され、機構理事長が指定する鳥取県内の先進的農家
研修作目	①就農可能な野菜類 ②初期投資が多大となる果樹、畜産、水稻については特認とし、一般的には対象としない。
研修期間中の生活支援	①国の就農準備資金(12.5万円/月(1年につき最大150万円。最長2年間)) 受給にあたっては、就農時の年齢50歳未満、前年の世帯所得600万円未満等の要件があります。 ②①の支援対象にならない場合に限り、県からの支援制度により10万円/月の給付を受けることが可能です。 ①②とも返還となる場合がありますので別紙により十分に確認をお願いします。
住居	情報の提供あり
研修条件	研修時間 受入先の就業時間による。 ※農繁期はこの限りではありません。
休日・休暇	受入先の休日カレンダーによる。 ※農繁期はこの限りではありません。
保険制度	研修生の研修中の自身の傷害保険等への加入を研修生の決定の条件とします。 なお、研修中の事故等に備えるための損害賠償保険についても加入をお勧めします。
募集日程	①前期募集 受付期間 令和5年6月19日(月)～7月28日(金) ※募集期間内必着 面接実施日 令和5年8月25日(金) 採用決定 令和5年9月上旬(予定) ②後期募集 受付期間 令和5年10月2日(月)～10月31日(火) ※募集期間内必着 面接実施日 令和5年11月22日(水) 採用決定 令和5年11月下旬(予定)

応募資格	○原則、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること ○当機構の就農相談を受けて、就農品目と就農地域の想定ができていること ○就農予定地域において、研修受入、就農・定着支援が予定されていること ○鳥取県に移住又は在住し、独立就農する強い意欲を有する者 ○独立就農が可能な体力と資金を有する者 ○過去の農業就業・研修期間が短い等、研修が必要な者 ○地域住民と協調し生活する意志のある者 ○普通運転免許証を有する者(AT限定不可、軽トラック所有者を優先する)
募集人員	20名
応募方法と留意事項	○応募方法 (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構のホームページで研修申込書をダウンロードして(または、当機構までご連絡ください。研修申込書を送ります。)、必要事項を記入のうえ郵送(書留)又は直接持参により提出してください。(募集期間内必着) (送付先) 〒680-0011 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎内 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部 TEL : (0857)26-8350(直通) FAX : (0857)29-4867 HP アドレス : https://www.t-agri.com/ninaitekiko/ 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所内 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 米子本部 TEL (0859)31-9644(直通) FAX (0859)35-0198 ○応募の留意事項 申込書の内容に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。 ○研修指導農家は、就農予定地域の関係機関と協議の上、適切な農家を機構が決定しますので、応募者が指名することはできません。
事前相談	①応募までに事前の就農相談をしていない者は、募集期間中に相談いただく必要があります。 ②あらかじめ鳥取県農業経営・就農支援センター(鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課内。以下、支援センター。)にご相談ください。支援センターの就農相談員が対応します。
研修生の決定	○選考方法 一次選考(書類審査)と必要に応じ事前面談、二次選考(個人面接)により、研修生を決定します。 ○選考結果の通知 一次及び二次選考結果については、各応募者宛てに通知します。なお、研修生の決定についての異議等は一切受け付けません。
研修後の支援等	○当機構では、研修終了後の進路相談に応じます。就農後は、市町村や県で支援を行います。進路の決定は、あくまでも研修生が主体的に行うものであり、研修生自らの責任において決定するものであることをご承知ください。